

専有部分の家屋番号		3-1-C-1 ~ 3-1-C-56			
表 題 部 (一棟の建物の表示)			調製	平成12年4月20日	所在図番号 余白
所 在	入間郡三芳町みよし台 3番地1				余白
建物の名称	みよしみずほ台サンライトマンションC				余白
① 構 造	② 床 面 積		m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根8階建	1階		637	38	余白
	2階		622	38	
	3階		622	38	
	4階		622	38	
	5階		622	38	
	6階		622	38	
	7階		622	38	
	8階		622	38	
余白	余白				昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年4月20日

表 題 部 (敷地権の目的である土地の表示)				
①土地の符号	② 所 在 及 び 地 番	③地 目	④ 地 積	m ² 登 記 の 日 付
1	入間郡三芳町みよし台2番	宅地	17332	13 昭和59年11月8日
2	入間郡三芳町みよし台3番1	宅地	12350	01 昭和59年11月8日

表 題 部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	0302000593733
家屋番号	みよし台 3番1のCの27		余白	
建物の名称	C-406		余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	4階部分	80	52 昭和55年8月5日新築
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年4月20日	

表 題 部 (敷地権の表示)			
①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷 地 権 の 割 合	原因及びその日付〔登記の日付〕
1・2	所有権	447万7520分の8307	昭和59年11月8日 敷地権 〔昭和59年11月8日〕

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和55年8月28日	所有者 入間郡三芳町みよし台3番地1サンラ

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K31735 (1/1)

1/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号		第43089号	イトマンションC-406 松枝繁生 順位1番の登記を移記
	1番登記名義人住所変更	令和7年4月14日 第11350号	原因 平成25年5月10日住所移転 住所 福岡県小郡市三沢8番地1の1
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年4月20日
2	所有権移転	令和7年4月14日 第11351号	原因 令和7年4月14日売買 所有者 東京都大田区山王二丁目17番4号 サンキュー産業株式会社 会社法人等番号 0108-01-004519

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和55年8月28日 第43090号	原因 昭和55年8月28日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金450万円 利息 年5.5% 損害金 年(365日当り) 14.5% 債務者 入間郡三芳町みよし台3番地1サンラ イトマンションC-406 松枝繁生 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号 住宅金融公庫 (取扱店 株式会社埼玉銀行みずほ台支店) 共同担保 目録(a)第5349号 順位1番の登記を移記
付記1号	1番登記は建物のみに関する	余白	昭和59年11月8日付記 順位1番付記3号の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成12年4月20日
2	抵当権設定仮登記	平成13年3月21日 第16777号	原因 平成12年11月30日保証委託契約に 基づく求償債権平成13年3月21日設定 債権額 金316万円 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 入間郡三芳町みよし台3番地1サンラ イトマンションC406号 松枝繁生 権利者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 菱信保証株式会社
	余白抹消	余白抹消	余白抹消
3	2番仮登記抹消	平成17年7月19日	原因 平成17年5月18日解除

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K31735 (1/1)

2/3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
		第26957号	
4	1番抵当権抹消	平成19年4月23日 第15232号	原因 平成18年4月11日弁済



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。
(さいたま地方法務局川越支局管轄)

令和7年5月21日

東京法務局

登記官

楠 野 智 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K31735 (1/1)



3/3